

県立病院使用料及び手数料条例施行規則及び広島県病院事業財務規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第二十一号

#### 県立病院使用料及び手数料条例施行規則及び広島県病院事業財務規則を廃止する規則

県立病院使用料及び手数料条例施行規則（昭和二十四年広島県規則第五十七号）及び広島県病院事業財務規則（昭和三十九年広島県規則第三十四号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。